

桂浜公園での行為許可申請につきまして

桂浜公園内での行為許可申請につきましては、指定管理者株式会社はりま家（以下、「指定管理者」という。）が運営しています「桂浜公園管理事務所」に使用許可の申請をお願い致します。

※ご使用決定までには、一定の日数が掛かりますので予めご了承ください。

- 1 桂浜公園管理事務所へメールかお電話にて行為許可申請についてお問い合わせください。



- 2 桂浜公園管理事務所に、メールかFAXにて内容の企画書や計画書の提出をお願いします。



- 3 行為の内容を確認の上、担当者からご連絡します。

※行為の内容によっては、ご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。



- 4 使用予定日の10日前までに、メールかFAXにて使用許可申請書の提出をお願いします。

※期限を過ぎるとご利用いただけない場合がございます。



- 5 使用許可申請書類をもとに審査後、使用可否が決定します。



⑥ 担当者から使用可否についてご連絡します。



⑦ 承認の場合、**使用料金の
お支払い**をしていただきます。



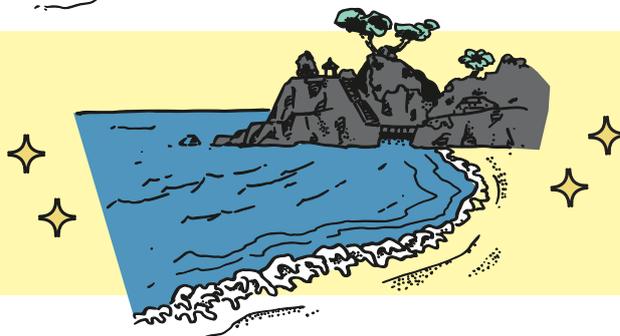
⑧ 使用許可証をお渡しします。



⑨ **使用許可証に記載された
申請日**にご利用いただけます。



⑩ ご使用後の**片付け**や**原状回復**を
していただきます。



行為許可申請お問い合わせ
メールアドレス / 電話番号
(桂浜公園管理事務局)

✉ info@katsurahama-park.com
☎ 088-841-4140
(受付時間: 午前9時~午後5時)

企画書 / 計画書 / 使用許可申請書お送り先 MAIL info@katsurahama-park.com FAX 088-841-4140

桂浜公園行為許可例

イベント(商業施設 海のテラス外)/テレビ番組撮影及び中継/商用目的での撮影
婚礼写真撮影/公的機関によるチラシ配布/撮影や工事に伴う車両乗り入れ/
車いす等乗降時車両入れ 等

※該当するかわからない場合、一度お電話にてお問い合わせ下さい。

ご使用いただける日時について

通年/午前6:00 ~ 午後10:30

※上記時間外については、ご相談ください。

※ゴールデンウィークや連休及びイベント等で、混雑が予想される場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

ご使用料金とお支払いについて

・高知市都市公園条例に基づき、使用許可申請書を指定管理者が受理した後に、担当者より使用料金のお知らせを致します。

・お支払いは原則、事前に指定管理者に銀行振込にてお願いします。

※お振込みの際に発生する各種手数料に関しては、申請者のご負担となります。

料金表(高知市都市公園条例 別表1-4から抜粋)

行為の種類		単位	金額
物品の販売又は頒布, 募金その他これらに類する行為		1人 1月につき	600円
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1人 1月につき	700円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		撮影機1台 1時間につき	1,400円
興行		1平方メートル 1日につき	20円
第3条第1項第4号の行為 ※1	占用物件を設ける部分	1平方メートル 1日につき	30円
	占用物件を設けない部分	1平方メートル 1日につき	10円

※1 競技会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

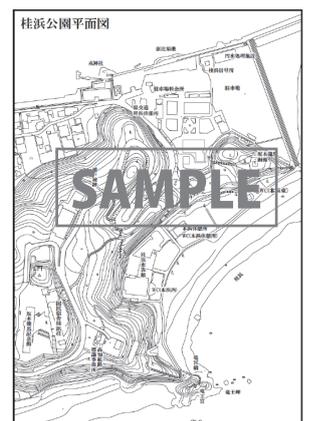
使用許可書について

・使用許可証に基づいた日時、場所、方法で実行してください。

・不明点は、桂浜公園管理事務所まで必ずご連絡ください。

・使用許可証は、念のため使用終了まで保管してください。

・ご使用の当日、または当日までに使用許可申請書の原本を指定管理者へ提出してください。



桂浜公園行為許可についての留意・注意事項

①使用許可申請について

・ご使用当日の車両駐車については、特別に公園内への乗り入れを許可された場合を除いて、バス1台800円、普通車1台400円、二輪1台50円の駐車料金がかかりますので、ご了承ください。

・原則、使用許可申請が重複した場所・複数箇所での行為・同時間帯での申請は、お受けできません。場所や日時などが重複した場合は、先に行為申請を提出したものが優先されます。ただし、総合的な判断の結果、行為実施が可能であると判断された場合は、協議の上、行為の範囲が限定されることがあります。

・事前に許可された場所以外での一切の行為の禁止。

・公園利用者の通行の妨げ、妨害となるような行為の禁止。

・ご使用中の安全管理は申請書の責任において行ってください。

・新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策を行ってください。

・公園内の施設・設備・器具等への貼り紙・釘打ち等や原状回復を困難とする行為の禁止。

・火気や危険物の持ち込み、使用の禁止。

・公園内の施設・設備・器具等を損傷しないよう万全の注意を払ってください。

万一、施設を毀損、汚損した場合は、直ちに桂浜公園管理事務所へ報告してください。状態に関わらず修理・清掃等により原状復帰をお願いします。

・行為によって出たゴミ・廃棄物はすべてお持ち帰りください。

・楽器やスピーカー等による音の発生する行為について、当施設店舗・周辺施設・住民等への配慮や申し出により、音量によってはお断りする場合がございます。

・管轄エリア外の使用を含む場合は、周辺の各管理機関へお問い合わせください。

・指定管理者からの別途指示などがあった場合、必ずそれに従ってください。

・園地内の照明・音響・工事・その他作業については原則、日程調整することができません。事前通知なく、植栽作業・工事他等が行われる場合があります。

・行為における各損害については、いかなる事由でもあっても、全て申請者の責任において処理解決してください。

②桂浜公園ご使用上の行為について

・園内ご利用時の注意事項

桂浜公園は子どもから高齢者まで多くの人たちにご利用いただいております。

公園利用者の安全確保のため、都市公園条例に倣い、桂浜公園内では下記事項をご遠慮させていただいております。桂浜公園を皆様に快適にご利用いただくため、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

・ドローン飛行や撮影行為

※公園利用者の安全確保、公園の施設や龍馬像等への落下の危険性があるため。

・大型犬を連れてのご入園行為

※公園利用者の安全確保および公園管理の観点により。

・釣り行為

※沿岸部は波の変化が激しく大きな水難事故に繋がるため。

・その他【以下の条例に掲げる行為】はご遠慮ください。

●都市公園条例(抜粋)●

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条の許可に係るものについては、この限りではない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚染すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を放置し、もしくは堆積し、又は土地の形質を変更すること。
- (4) みだりに鳥獣、魚類その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) たき火、炊事その他火器を使用すること。
- (6) 公衆に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) はり紙もしくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。

高知市都市公園条例の全項は、下記URLからご確認ください。

https://www1.g-reiki.net/city.kochi/reiki_honbun/r401RG00001068.html

ご使用の変更とキャンセルについて

- ・使用許可証を既に発行した場合のキャンセルについては、使用料金の返還は致しかねます。
- ・キャンセル等の連絡をせず、行為を行わない場合にも使用料金の返還は致しかねます。
- ・悪天候により、行為実行が不可となった場合、申請日以降に1度だけ日程振替を頂くことが可能です。
- ※ 予め、使用指定日の候補がある場合は、使用許可申請書の段階で候補日をご提示ください。
- ※ 事故や災害等で行方場所の使用が不可となった場合においては、使用料金の返還をしますが、それによって生じた損害の賠償は致しかねます。

使用許可の取り消しについて

以下の項目に該当する事象が起きた場合は、ご使用の前後に関わらず、即時使用を中止させていただく場合があります。

尚、これにより生じた損害の賠償は一切致しませんのでご了承ください。

- ・行為の実施にあたり、周辺に危険や混乱が生じると当公園、指定管理者が判断した場合。
- ・【使用許可申請書】の記載内容と差異が生じた場合。
- ・注意・禁止事項等の使用案内及び当公園、指定管理者の注意、指示に従わない場合。
- ・【使用許可申請書】及び【使用許可】について他者に転貸・譲渡した場合。
- ・関係各所より行為中止命令が出た場合。
- ・公園維持及び運営上、支障があると認める行為があった場合。

ご使用後の原状回復について

- ・行為終了後および行為中止後、直ちに申請者の負担で原状回復を実施してください。
- ・施設建物・設備・備品・器具等を破損または毀損、紛失された場合は実費を申し受けます。
- ・指定管理者が実施する原状回復確認を行い、審査完了をもって使用終了と致します。
- ・万一、原状回復が必要な場合に申請者が義務を履行しないときは、指定管理者がこれを代行し、その際に発生した費用についての全額を申請者から徴収することができるものとします。

- ①公園維持及び運営上、支障があると認める行為があった場合。
- ②行政により警戒宣言が発令された場合。
- ③その他、禁止行為や高知市都市公園条例に反する行為を行った場合。

製作 指定管理者 株式会社はりま家 地域開発事業部 桂浜公園管理部
桂浜公園管理事務所
〒781-0262 高知市浦戸6
TEL&FAX:088-841-4140 E-mail: info@katsurahama-park.com
本使用案内書は、利用者への通知、予告なく変更する場合があります。